

10月から翌年3月末まで うなぎ採捕禁止

うなぎの資源保護のため、熊本県内全域において、10月1日から翌年3月31日までの期間、うなぎの採捕が禁止されています。

これは、漁業者、遊漁者をはじめ、全ての方が対象となり、違反すると罰則が適用されることがあります。

うなぎ資源保護のため、皆様のご協力をお願いします。

委員会指示による採捕禁止の概要

○採捕を禁止する水産動物

全長 21 センチメートルを超えるうなぎ

○禁止期間

10月1日から翌年3月31日まで

○禁止区域

熊本県内の海面及び内水面

○指示の期間

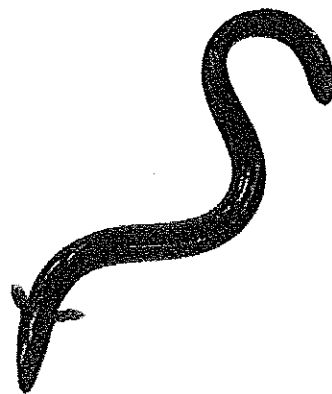
平成 25 年 11 月 22 日から平成 28 年 3 月 31 日まで

熊本県有明海区漁業調整委員会指示、天草不知火海区漁業調整委員会指示、熊本県内水面漁場管理委員会指示

(参考)

熊本県漁業調整規則及び熊本県内水面漁業調整規則による採捕禁止

○従来から、全長 21cm 以下のうなぎは、年間を通して採捕が禁止されています。



熊本県農林水産部水産局水産振興課

熊本県海区漁業調整委員会・熊本県内水面漁場管理委員会

熊本市中央区水前寺 6 丁目 18-1 電話 096-333-2456 FAX 096-382-8511